

|            |
|------------|
| 北陸地方整備局建政部 |
| 記者発表資料     |

|      |           |
|------|-----------|
| 配布日時 | 令和3年6月29日 |
| 取り扱い | 配布を以て解禁   |

## 「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部」の活動について

北陸地方整備局では、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、平成19年4月以降、「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、推進本部）」を設置し、建設業における法令遵守の徹底に努めているところです。

この度、令和2年度の活動結果及び令和3年度の活動方針がまとまりましたのでお知らせします。

## 令和2年度の活動結果

### 1. 推進本部に寄せられた情報(通報)等

|            |     |     |
|------------|-----|-----|
| 受付件数       | R2  | R元  |
| 駆け込みホットライン | 9件  | 23件 |
| 一般電話等      | 15件 | 17件 |

### 2. 建設業者に対する立入検査の実施状況

|                     |       |       |
|---------------------|-------|-------|
| 立入検査実施状況            | R2    | R元    |
| 大臣許可業者              | 47社   | 50社   |
| 法定福利費に関する是正指導       | (23社) | (33社) |
| 知事許可業者（新潟県・富山県・石川県） | 19社   | 22社   |
| 合 計                 | 66社   | 72社   |

|     |                                                              |        |                                                                                                             |
|-----|--------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配布先 | 新潟県政記者クラブ<br>新潟県政記者クラブ<br>富山県政記者クラブ<br>石川県政記者クラブ<br>その他建設専門紙 | お問い合わせ | 国土交通省 北陸地方整備局<br>建政部 建設業適正契約推進官 松原（まつばら）<br>建政部 計画・建設産業課 課長補佐 渡邊（わたなべ）<br>TEL：025-370-6571 FAX：025-280-8746 |
|-----|--------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3. 建設業者に対する監督処分・勧告

大臣許可業者への立入検査等において特に改善を要する事項が確認された14社に対し勧告を行いました。

| 監督処分<br>勧告件数  | R 2   | 事 由                              | R 元   |
|---------------|-------|----------------------------------|-------|
| 許可取消処分        | 0社    |                                  | 0社    |
| 営業停止処分        | 0社    |                                  | 0社    |
| 指示処分          | 0社    |                                  | 0社    |
| 勧 告           | 14社   | 建設業法違反                           | 20社   |
| 立入検査に<br>よる件数 | (13社) | 契約(追加・変更含む)書面の未交付、下請代金の支払時期が不適切等 | (20社) |

### 4. 建設業取引適正化推進期間の取組

建設企業を対象に、建設工事における労働災害防止関係、建設業法令遵守関係を内容とした講習会を開催し、計226名（R元：369名）にご参加いただきました。

| 講習会開催状況 |        |                              | R 2 参加者 | R 元参加者 |
|---------|--------|------------------------------|---------|--------|
| 新潟県     | 11月 9日 | 北陸地方整備局                      | 121名    | 166名   |
| 富山県     | 12月 4日 | 建設業労働災害防止協会<br>富山県支部技能研修センター | 54名     | 81名    |
| 石川県     | 12月 3日 | 石川県建設総合センター                  | 51名     | 122名   |

※ 講習会の会場は、令和2年度のものであり、令和元年度とは異なる。

※ 令和2年度の新潟県の参加者数は、WEB参加者を含むものとする。

### 5. 建設企業に対する関係法令等の周知（令和元年度から実施）

上記の取組に加え、石川県加賀市・七尾市・鳳珠郡穴水町・小松市・金沢市の5箇所で開催企業を対象に建設業法令遵守関係を内容とした講習会を開催しました。

| 関係法令等の周知状況 |        |              | 参加者 |
|------------|--------|--------------|-----|
| 石川県加賀市     | 12月16日 | 加賀建設業協会      | 24名 |
| 石川県七尾市     | 2月17日  | 七尾サンライフプラザ   | 23名 |
| 石川県鳳珠郡穴水町  | 2月18日  | のとふれあい文化センター | 35名 |
| 石川県小松市     | 2月19日  | 小松市民センター     | 22名 |
| 石川県金沢市     | 2月24日  | 金沢商工会議所      | 22名 |
| 石川県金沢市     | 3月11日  | 金沢商工会議所      | 32名 |
| 石川県金沢市     | 3月12日  | 金沢商工会議所      | 12名 |

# 令和3年度の活動方針

## 1. 各種相談窓口における法令違反情報の収集等

法令違反に関する情報受付窓口である「駆け込みホットライン」、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）について、立入検査・講習会等を通じて周知を図り、積極的な活用を促す。

また、各種相談窓口における相談対応は、以下のことについて、必要な対応を図っていくものとする（「2. 立入検査及び報告聴取の実施」においても同様とする。）。

- ・ 令和2年10月に施行された改正建設業法（以下「法改正」という。）において新設された「不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みを実施する。
- ・ 通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する。

## 2. 立入検査及び報告聴取の実施

- （1） 各種相談窓口に通報が寄せられた建設企業、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業又は下請取引等実態調査の結果に基づき選定した建設企業に対し、優先的に立入検査等を実施する。

### 【重点事項】

#### 1）技能労働者への適切な水準の賃金支払い

受発注者間・元請下請間のいずれにおいても、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、建設業法第20条の見積りに関する規定等を踏まえ、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、確認を行うとともに、建設業法上の疑義のある建設企業に対して、改善状況の報告を求めるなどの情報収集等を行うものとする。

#### 2）著しく短い工期の禁止

当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際して、著しく短い工期の疑義がある場合には、工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会勧告）が工期設定に当たってどのように考慮されたかを見積依頼の条件明示を確認するとともに、過去の同種類工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果として時間外の労働時間状況の把握などを行い、工事ごとに個別に判断することになるため、下請負業者に対して、見積書の提出を求めるなどの情報収集等を行うものとする。

### 3) 下請代金の支払手段

法改正により、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と規定されたところであり、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。また、「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日付け中小企業庁・公正取引委員会）の通達が発出され、手形に関し、更なる手形期間の短縮、割引料等のコスト負担を下請事業者負担に負担させないこと等が盛り込まれたところであり、必要な周知を実施する。

### 4) 偽装一人親方対策

元請業者（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者）は、下請業者（元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人）に対し、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主）との再下請負通知書及び建設業法第19条第1項に基づく請負契約書の写しの提出を求めるとともに、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。

### 5) 建設業を支える担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く技能者の福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、以下について確認等を行い、制度の普及に向けた必要な周知を実施する。

- ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴の蓄積が可能な環境の有無、就業履歴の蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応されていない場合は対応を促す。
- ② 建設業退職金共済制度への加入の有無を確認し、加入していない場合は、制度の周知と対応を促す。（加入している場合は建退共制度にかかる建設業退職金共済事業加入・履行証明書又は共済証紙の購入確認等及び事務代理業務の事務受託の有無・受託先等の確認を併せて行う。）

## (2) その他周知活動等

- 1) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入に限る）について、当該制度の適切な運営に向け必要な対応をとるよう努める。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項を定めた「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和3年5月12日改訂）の周知に努めるものとし、本ガイドラインに沿った対応を求めるものとする。

### 3. 不良・不適格業者への対応に係る都道府県との更なる連携の強化

従前より、法令遵守の徹底については、国土交通省と都道府県において密接な連携を図って対応してきたところであるが、近年、建設業者の施工不良に関する問題が大きく報道されるなど社会的に注目を集める事案が相次いでおり、このような事案を繰り返し起こしたり、発注者に対して責任ある対応を行わない不良・不適格業者に対しては、国土交通省や都道府県の許可行政庁間において更なる連携強化を図り厳格に対応することが重要であることから、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応するものとする。

### 4. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守推進本部の創設以降、主に元請業者となる国土交通大臣許可業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたが、建設業の法令遵守に関する取り組みを元請下請問わず、幅広く浸透させていくことが重要であることから、引き続き、下請負人の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、立入検査、講習会等の機会を捉えて積極的に周知を図っていくこととする。

### 5. 建設業取引適正化推進期間の実施等

10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、建設企業に対し、建設業の法令遵守及び下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行う機会であるため、同期間の取組について、ポスターの掲示・ホームページ・メルマガ等を通じて広く周知するとともに、その広報を積極的に行う。

### 6. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請問でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請負人に十分に知られていないという指摘があることを踏まえ、立入検査・講習会等を通じ、同センターをより一層周知する。

### 7. 関係機関との連携

- (1) 都道府県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する合同立入検査の実施や講習会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携の強化に努める。
- (2) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。